# 国民健康保険税 改正のお知らせ

地方税法施行令の改正に伴い、平成31年度(令和元年度)以降の国民健康保険税の課税限度額が引上げられた ほか、低所得者に対する軽減対象範囲(所得)が拡大されました。

税率(改正なし)、課税限度額及び軽減については、既に通知済みの国民健康保険税納税通知書3ページの課税 明細書(税率、限度超過額、軽減割合等の欄)により確認することができます。

なお、国民健康保険税の賦課期日(基準日)は4月1日であることから、今年度の国民健康保険税の年度表記を 「平成31年度」としています。

①国民健康保険税の課税限度額(※1) ※1 課税限度額とは、その額を超えて課税されない上限額です。

課税区分	改正前限度額	改正後限度額	増減
医療給付費分	580,000円	610,000円	+30,000円
後期高齢者支援金分	190,000円	190,000円	なし
介護納付金分	160,000円	160,000円	なし
最大限度額	930,000円	960,000円	+30,000円

## ②国民健康保険税の低所得者軽減対象範囲の拡大(軽減判定所得基準の引上げ)

世帯の軽減判定所得が次の基準額以下の場合は、国民健康保険税のうち均等割額および平等割額が、軽減 区分に応じて軽減されます。該当世帯は、あらかじめ軽減後の税額で納税通知されています。

軽減区分は、当該年度の4月1日現在における国民健康保険世帯を基準に判定します。4月2日以降に新たに被 保険者資格を取得した世帯では、資格取得日を基準に判定します。

軽減区分	世帯ごとの軽減判定所得の基準 世帯主および被保険者等の前年の総所得金額等の合計額(※2)		
7割軽減	33万円以下の世帯(改正なし)		
5割軽減	改正前 33万円を超え、被保険者等人数× <u>27.5万円</u> +33万円以下の世帯		
	改正後 33万円を超え、被保険者等人数× <u>28万円</u> +33万円以下の世帯		
2割軽減	改正前 33万円を超え、被保険者等人数× <u>50万円</u> +33万円以下の世帯		
	改正後 33万円を超え、被保険者等人数× <u>51万円</u> +33万円以下の世帯		

※2 「世帯主」には、国民健康保険に加入していない世帯主を含みます。

「被保険者等」には、後期高齢者医療制度への移行により被保険者資格を喪失した方で、その喪失日以降も 継続して同一の世帯に所属する方(特定同一世帯所属者)も含みます。

専従者控除や譲渡所得特別控除がある場合の軽減判定所得は、その控除前の額となります。 前年所得が申告されていない世帯には、軽減が適用されません。

【問い合わせ先】国民健康保険課 電話42-2111(内線277)

# 年金相談・お手続きの際は、事前予約が便利です

弘前年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない 「予約相談 | をぜひご利用ください。

受け付けは、予約相談希望日の1カ月前から行っています。お申し込みの際は、基礎年金番号のわかるもの(年金 手帳や年金証書など)をご用意ください。

ご予約方法は、全国共通の予約専用受付電話、または弘前年金事務所に、電話・来訪時にお申し込みください。 なお、お電話でのご予約は、下記電話番号にお願いいたします。

予約専用受付電話(全国共通) 0570-05-4890 0172-27-1339 弘前年金事務所

【年金についての問い合わせ先】

弘前年金事務所 電話0172-27-1339 つがる市市民課 電話42-2111(内線261・267)

稲垣出張所 電話46-2111 車力出張所 電話56-2111

※年金の請求など給付にかかわる相談については、移動年金相談日をご利用ください。 移動年金相談日 日時 7月24日(水)、8月28日(水)、9月25日(水) 10時~15時

場所 市役所2階相談室

# 「国民健康保険被保険者証」が更新されます

皆さんが現在使用している国民健康保険被保険者証(以下、「保険証」といいます)は、7月31日で有効期 限が切れるため、7月下旬に新しい保険証を郵送します。更新後の保険証は8月1日から翌年7月31日までの 1年間有効となりますので、大切に保管してください。

なお、国民健康保険制度のしくみを解説したポケットブックおよびジェネリック医薬品希望シール、保険証 のケースを同封しますので、ご活用してください。

## ●簡易書留で郵送します

- 世帯ごとに簡易書留で郵送します。受け取る際には押印または署名をお願いします。
- 配達時に不在の時は、「不在配達通知票」が投函されますので、希望の再配達日時を指定してください。 (詳しくは「不在配達通知票」に記載の郵便コールセンターにお問い合わせください)

## ●「短期被保険者証」の対象世帯の方

対象世帯には事前に通知します。国民健康保険課または稲垣出張所、車力出張所窓口でお受け取りください。

## ●「資格証明書」の対象世帯の方

対象世帯には簡易書留で郵送します。※受け取り方は、上記「●**簡易書留で郵送します**」をご参照ください。

## ●届け出をお願いします

勤務先などの健康保険に加入または脱退したときは、必ず国民健康保険課または稲垣出張所、車力出張所ま で届け出をお願いします。

## 【国保に入るとき】

- ・他の市町村から転入したとき。
- ・職場の健康保険などをやめたとき。
- ・国保に加入している方で子どもが生まれたとき。
- ・生活保護を受けなくなったとき。

## 【国保をやめるとき】

- ・他の市町村に転出するとき。
- ・職場の健康保険などに加入したとき。
- ・国保に加入している方で死亡したとき。
- ・生活保護を受けはじめたとき。

【問い合わせ先】国民健康保険課 電話42-2111(内線271・272)

## 民間賃貸住宅建設支援事業 (追加募集)のお知らせ

つがる市への定住を促進するため、子育で世帯ま たは夫婦世帯等向けの民間賃貸住宅を建設する方に 対し、その費用の一部を補助します。

## 募集内容

1棟4戸以上の共同住宅または長屋を建設する方

#### 助成金額

市内施工業者による建築 1,200万円以内 市外施工業者による建築 850万円以内

#### 募集期限

8月23日(金) ※閉庁日は受け付けできません

#### 事業の決定

予算額を超える申請があった場合は、抽選で決定 します。

※上記のほか、詳しい内容については「制度のご案 内|および「補助金交付要綱」、「整備基準」で必 ずご確認ください(市ホーム ページまたは市役所地域創生

対策室窓口で確認できます)。

【問い合わせ先】 地域創生対策室 電話42-2111(内線361)

# 「使用料・手数料の見直し」について 皆さまのご意見を募集します

## 資料等の入手方法

市ホームページからのダウンロード、または、市 役所総務課および各出張所の窓口で閲覧できます。

#### 意見の提出方法

・意見提出フォームで提出する場合

市ホームページ上の意見募集のページから「意見 提出フォームへ」をクリック。ご意見および必要事項 をご入力の上、送信ボタンをクリックしてください。

・メール、FAX、郵送、持参により提出する場合

[意見書](様式不問)に住所および氏名(団体の場 合は団体名、代表者名、担当者名、所在地)を明記の 上、下記のいずれかへ提出してください。

メールアドレス soumu@city.tsugaru.aomori.jp

42-3069 FAX番号 郵送または持参 〒038-3192

つがる市木造若緑61番地1

総務部総務課 意見募集係あて

※電話・口頭での受付はしませんのでご了承くださ い。詳しくは市ホームページをご覧になるか、下 記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 総務課 電話42-2111(内線348)